

## 豊見城市総合計画調査特別委員会設置に関する決議

下記のとおり、豊見城市総合計画調査特別委員会を設置するものとする。

### 記

1. 名 称 豊見城市総合計画調査特別委員会
2. 設置根拠 豊見城市議会委員会条例第6条
3. 調査事項 第4次豊見城市総合計画に関する検証
4. 委員定数 本特別委員会の委員は21人とする。
5. 調査期限 本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。